笠置町監査委員告示第9号

地方自治法第199条の規定に基づく監査結果の公表について

令和 3 年 12 月 24 日

笠置町監査委員 仲北 悦雄

同 坂本 英人

定期監査の結果について

地方自治法第 199 条第 1 項に規定する定期監査を実施したので、同条第 9 項の 規定により下記のとおり公表する。

記

1. 監査を実施した日時等

日 時 令和3年11月18日(木)

午後1時30分から午後4時13分

場 所 笠置いこいの館(笠置町役場仮庁舎)2階 せきれいの間

監 査 対 象 ①保健福祉課における主要事業調書掲載事業の進捗等につ

いて

②その他

収受資料等 ①令和3年度当初予算 主要事業調書

②令和3年度6月補正予算 主要事業調書

③収納実績表(令和3年度介護保険料分)

④令和3年度 個人別時間外勤務時間数

#### 2. 監查内容

当初予算及び補正予算が議会に提案される際に、その議案に対する説明資料でもある主要事業調書を基に保健福祉課が所管する事業の進捗状況を伺い、その進め

方や現状などについて監査することとした。

また、介護保険料の本監査時までにおける令和 3 年度の収納状況、そして決算審査・前回定期監査でも取り扱った職員の時間外勤務についても本監査で触れることとした。

#### 3. 監查等結果

本監査において対象とした主な内容等について、以下のとおり記す。

## 【保健福祉課における主要事業調書掲載事業の進捗等】

議案書に添えられる主要事業調書には、執行部が実施する全事業が記載されているものではなく、所管課ごとの主な事業を抜粋し掲載されているものであるが、この調書における令和3年度の保健福祉課所管事業については、

- ①少子化対策・子育て支援事業
- ②地域福祉活動推進事業
- ③健康增進促進事業
- ④地域介護予防活動支援事業
- ⑤子育て世帯生活支援特別給付金支給事業
- ⑥新生児聴覚検査費助成事業

以上のものが大別として上げられている。これら事業の概要説明と、本監査時まで の申請等実績について報告を受けている。

①少子化対策・子育て支援事業は、結婚・子育て応援住宅総合支援事業、不妊治療等医療費助成、産後ケア事業、放課後児童クラブ第2子以降協力金無償化事業の4つに細分化されるが、結婚・子育て応援住宅総合支援事業と産後ケア事業については利用者がなしとしている。また、④地域介護予防活動支援事業についても利用がないということであった。

結婚・子育て応援住宅総合支援事業は、新婚世帯が住宅を購入するなどの場合に補助が受けられるものと、3人以上の子供がいる世帯や三世代同居を始めるために必要となる住宅リフォーム等に対して補助が受けられる制度のものとなっている。また、産後ケア事業については、出産後の母子のケアの必要性を医師が認めた場合に利用できるもので、単に出産後の育児の合間に疲れを軽減することを目的としたものではなく、育児放棄などにならないように考えられた制度というものであろう。これらの事業は共に補助事業であり、国や京都府が定めた補助金ルールと笠置町の

住民ニーズなどとが合致せず、利用が進まないものであるが、少子化対策・子育て支援事業を実施するに当たり、こうした補助金事業の制度に縛られるのではなく、笠置町としての子育て環境や少子化対策というものの柱を構築し、笠置町が求める事業に対して国や京都府に働きかけてみてはどうだろうか。京都府としても「子育て環境日本一」という目標を掲げていることからも、笠置町における住民ニーズに耳を傾け、現状の把握、分析そして事業提案を届けてみてはどうだろうか。国の制度などに従って日常業務を卒なくこなすことも大切ではあるが、国や京都府が整える制度確立を待つ姿勢から攻める姿勢といった、積極的な事業構想・事業展開をされるよう望みたい。

また、④地域介護予防活動支援事業は本年度より実施されている新規事業であるが、この事業は高齢者の居場所づくりや介護予防などを目的として考案され、町内在住の65歳以上の方が3人以上、その趣旨に則った活動を月3回以上、1年間継続する見込みがある場合に補助の対象とするものであるが、こちらの事業についても本監査時点で利用実績がない。

現在活動されている団体に対し、制度を記したチラシの配布をはじめ、利用を促していることと伺っているが、例えばこの事業を広く周知するに際し、モデル事業となるものを想定し、実際に活動している方々に当てはめてみてはどうだろうか。そうして実際の活用事例・成功事例を基に、その輪を広げていくという流れでも、この事業の趣旨・目的を達成しやすくなるのではないだろうか。

また、本事業が介護予防を目的としていることから、月に3回以上の活動を要するとしているが、例えば運動を基本とした活動を行うのであれば、その参加者の健康状態や体力に応じて制度上必要となる活動回数を変えるなど、その事業内容によっては利用条件や補助額を変化させてみても良いのかもしれない。そうした場合の補助金支出のルール作りに労力を要するかもしれないが、町を想い、介護予防という住民の健康づくりに役立つ施策としてせっかく立ち上げた制度なのだから、住民が広く活用できるよう柔軟に対応され、活きた予算の執行となるよう望みたい。

# 【介護保険料収納状況について】

令和3年11月17日現在の介護保険料の収納状況について、配付された資料を基に報告・説明を受けている。

資料によると、納付書によって保険料を納められる普通徴収の方で、納期限が過

ぎているにもかかわらず未納となっている者が確認できるが、この介護保険料を滞納した場合の滞納者に対する罰則については、その未納期間によって差異があるが、 滞納者が介護サービスを受けた際に支払う自己負担額が多くなることとしている。

なお、保険料の滞納者に対する差し押さえについては、職員の滞納整理に関する 知識と技能の問題から、笠置町では現在のところ行われておらず、滞納者に対して は督促状の発送や給付制限などに留まっている。

## 【職員の時間外勤務について】

令和2年度の決算審査、そして前回の定期監査でも取り扱った本項目について、本監査では令和3年度における職員毎の月別時間外勤務の状況を一覧にまとめたものを資料として収受し、時間外勤務の改善に対する考え方や職員の認識について再度伺っている。

時間外勤務の実績については、令和3年4月から7月までの時間数は前年より多くなっているものの、令和3年8月と9月については減少しているものとして報告を受けている。また、前年度にはひと月に100時間を超える時間外勤務をした職員もいたが、本年度にはそのような実績を有する職員はいないとのことであり、勤務時間が多い職員に対しては、参与が個別に話を伺い対応することとされた。

時間数そのものが減少していること自体は、業務が効率化され職員の負担が軽減されていることだと分析しているのであれば喜ばしいことだと考えるが、監査意見を単に時間数や手当額を減少させるという問題としてだけ捉えるのではなく、組織としての仕事量、分担業務量、配属職員数などを十分に分析し、その上で組織としての体制づくりの強化・業務の適正化や効率化を施されたいものである。

そして、本項目は本年度において複数回の監査対象としているが、本項目に対する意見は前述の組織強化などは勿論のこと、当然に事業計画・事業実施にも当てはまるものである。つまりは、ある事柄に対して問題を認識しているのであれば、先ずはそれを分析・評価し、職員が個々に何を考え何を感じ取り、そして職員として、組織として何を行動するかが重要であり、改善の試行錯誤を繰り返すことによって、それが職員の資質向上、組織の向上、業務の向上、そしてひいては笠置町のまちづくりに繋がるわけである。

本項目については、前回監査報告書で意見を述べているが、時間外手当の予算を 各課で管理執行してもらい、時間外勤務に対する考え方を各所属の職員で考える機 会を設けることとしてルール化を進めてみてはどうだろうか。また、問題として認識している事柄だけでなく、日常業務の様々な点について疑念を抱き、そうした改善を模索・企画・実証されることこそが監査委員として意見した本質であり、従前より伝え続けていることである。

本監査時の11月は、既に新年度の予算編成の時期でもあり、財政事情や業務量に応じた予算配分・人事異動などを考察する時期でもあろうことから、職員には時間外勤務に対する考え方をはじめ、地方自治体職員としての理念・信条を改めて見つめ直され、町長を頂点とする組織として令和4年度のスタートに向け尽力されることを望みつつ、そうして整理された内容を明確にされ、今後の定期監査時などに示していただきたい。

以上